

川資循 発第88号
令和5年3月7日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 榊原 秀忠 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和4年9月30日執行の環境部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（資源循環課）

資源循環課の手数料について、納付書の納期限の指定が川口市会計事務規則に則って行われていないので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

手数料については、指摘後、最初となる令和5年1月申請分から、川口市会計事務規則に則り、20日以内の納期限を設定し、納付書を発行するようにいたしました。

支出事務について（資源循環課）

資源循環課の支出命令書等について、整理保存が会計事務の手引きに則って行われていないので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

支出命令書等について会計事務の手引きに則り、平成29年度分から事業別に整理保存するようにいたしました。



財産管理について（資源循環課）

資源循環課の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

また、郵便切手等の受払いにおいて、受払簿の整理が川口市文書管理規程に則って行われていないので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

備品の登録漏れ及び組織改正前の備品整理票の貼付につきましては、備品登録されていないものにつきましては登録のうえ、備品整理票を貼付し、組織改正前の備品整理票については、新たに作成し貼付致しました。

公印管理につきましては、鍵のかかる脇机内に保管し、業務終了の際に施錠し、鍵は減量推進係長が管理するようにいたしました。

郵便切手等の受払いについては、新たに受払簿を簿冊登録し、管理するようにいたしました。